

公益社団法人福島青年会議所会員資格規程

第1条（目的）

本規程は、公益社団法人 福島青年会議所定款第10条、第12条並びに第13条に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（入会）

本会議所に正会員として入会を希望する者は、正会員2名以上の推薦により入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2. 理事長は、本規程第17条に定める会員資格審議委員会（以下「資格審議委員会」という。）に付託する。ただし、当会議所に在籍していた正会員が退会後、再度の入会申込書を理事長に提出した場合、理事長は理事会の承認を得て、資格審議委員会への付託を省略することができる。

3 理事会は、資格審議委員会の答申をまって、理事会の決議により入会の諾否を決定する。

4 入会希望者は入会年度を起算年として、3年以上本会議所において活動しうることを要する。ただし、第2項但し書きによる再入会の場合は、過去の在籍期間と再入会後の在籍予定期間とを通算した年数が3年以上であることを要する。

第3条（推薦者の責任）

前条第1項に定める推薦者2名のうち、1名は本会議所在籍可能期間が満1年以上でなければならない。

2 推薦者2名のうち、1名は本会議所在籍期間が満2年以上とし、出席単位が前年度において標準単位以上でなければならない。

3 推薦者は、入会希望者が会員資格を獲得した後においても、本人の定例会出席、委員会出席、会費納入義務をはじめとして、会員の業務の遂行に道徳的責任を負うものとする。

4 推薦した会員が入会2年以内に正当な事由なく退会した場合には、推薦者は以後2年間、推薦者としての資格を失う。

第4条（特別会員、賛助会員及び名誉会員の入会）

本会議所に特別会員、賛助会員、名誉会員として入会を希望する者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第5条（入会の手続き）

理事会により入会を承認されたものは、入会金、年会費などを納入しなければならない。尚、入会金については、入会を承認された月の翌月末までに納入しなければならない。

2 次に定める場合、入会金を免除する。

(1) 再入会を承認された場合

(2) 正会員でなくなった者が勤務している法人に勤務する者が入会し、理事会で交替会員と認めた場合

第6条（会費等及びその使途）

本会議所の会費及び入会金等は、次に定めるとおりとし、変更する場合は総会の承認を得るものとする。

(1) 正会員の会費は年額150,000円とする。

ただし、年度途中に入会した場合、当該年度の会費を月割りとする。

(2) 本会新入会員の入会金は50,000円とする。

(3) 特別会員の終身会費は75,000円とする。

(4) 賛助会員の会費は別途規定に定める。

(5) 特別会員、賛助会員または名誉会員は、入会金を負担しない。

2 本会議所の正会員の会費、賛助会員の会費のうち3割以上を「公益目的事業会計」に使用し、残額を「法人会計」に使用するものとする。

3 本会議所新入会員の入会金、特別会員の終身会費は、会館管理積立金に充てるものとする。

4 会館管理積立金は、JC会館の新築・改築並びに修繕等に充てるものとし、事業費には使用できないものとする。

第7条（会費の納入）

本会議所の会費の納入時期は、次に定めるとおりとする。

(1) 第6条第1項（1）に定める正会員の会費は当該年度分を当該年度の1月末日まで
ただし、1月、7月の2期に分納することができる。なお、後期分納入は7月末日までとする。

なお、途中入会者は入会月の末日までに納入しなくてはならない。

(2) 第6条第1項（3）に定める特別会員の終身会費は、特別会員として理事会の承認を得たときから2ヶ月以内

(3) 第6条第1項（4）に定める賛助会員の会費は別途規定に定める。

第8条（転籍）

他会議所の会員で転居等の理由により本会議所に加入を認められた者は、他会議所の正会員の証ある者に限り転籍として入会することができる。

- 2 入会金に関しては第5条1項の規定を準用する。
- 3 会費については第6条第1項第1号を準用する。

第9条（仮入会）

理事会は、入会の諾否を決定するに先だって入会申込者に6か月を超えない仮入会の期間を設けることができる。

- 2 仮入会の期間中、入会申込者は理事会の認めた委員会、例会、その他の行事に努めて出席しなければならない。ただし、議決権は有しない。
- 3 仮入会期間中会費は徴収しない。

第10条（休会）

正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できない場合は、理事会に休会届を提出し、理事会の承認を得た上で休会することができる。

- 2 休会は1月から6月までを1単位、7月から12月までを1単位とし、3単位以上連続して休会することができない。ただし、理事会において承認を得た場合は3単位以上連続して休会することができる。
- 3 1月から6月まで休会する場合には、前年の12月の理事会に、7月から12月まで休会する場合には6月の理事会に休会届を提出しなければならない。
- 4 休会中の会費はこれを免除しない。ただし、その正会員の休会の理由が長期療養、出産、育児、介護その他やむを得ない事情による場合において、所定の届出書を理事会に提出し承認を得たときは、年会費の半額を12で除し、これに休会した月数（休会が1年以上に及ぶ場合は、1年を12ヶ月として算出する）を乗じた金額を翌事業年度の年会費または終身会費に充当することができる。この場合において休会した月数の算出上、一月未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

第11条（除名処分該当行為発見時の報告義務）

正会員は、定款第16条に該当すると認められる会員がいる場合には、総会の開催の請求に先だって理事会に報告しなければならない。

第12条（退会勧告）

理事会は、会員除名に関する総会開催に先立って、その正会員に退会を勧告することができる。

第13条（正会員としての地位の継続）

正会員として入会を承認された者が、その後転勤等により福島市、伊達郡川俣町から住所または勤務先を異動した場合、当該会員が引き続き本会議所の正会員として活動することを希望する旨の意思表示をし、理事会にて承認を得たときは、定款第9条第1項の定めにかかわらず、当該会員は異動後も正会員としての地位を失わない。

第14条（賛助会員、特別会員の退会）

本会議所を退会しようとする賛助会員は、当該事業年度の会費を納入して理事長に退会届を提出しなければならない。

2 本会議所を退会しようとする特別会員は、理事長に退会届を提出しなければならない。

第15条（賛助会員、特別会員、名誉会員の権利）

賛助会員、特別会員、名誉会員は本会議所の諸会議および行事に参加する資格を有するが、議決権を有しない。

第16条（賛助会員、特別会員の責務）

賛助会員及び特別会員は、定款に規定する会費納入義務を負うほか、円滑な活動を補佐するため必要に応じ正会員に対し助言する。

第17条（会員資格審議委員会の構成）

会員資格審議委員会（以下「資格審議委員会」という。）は理事会において選任された正会員により構成する。

2. 資格審議委員会の委員は10名以内とし、委員の互選により委員長1名および副委員長各1名を選出する。

3. 委員の任期は1年としてその重任を妨げない。

4 委員は在任期間中、第3条に定める推薦者となることができない。

第18条（会員資格審議委員会の任務）

資格審議委員会は、次の各号につき審議のうえ理事会に答申するものとする。

- (1) 第2条第2項に定める本会議所の入会希望者の資格審議
- (2) 理事会より諮問のあった場合における会員の資格審議
- (3) その他会員の資格に関する事項

第19条（資格審議の基準）

審議基準は次に定めるものによるものとする。

- (1) 本会議所会員としてのその品性と能力
- (2) 本会議所及び、青年会議所の向上発展につき違背せる行為の有無
- (3) その他考慮すべき条件

第20条（改廃）

本規程の改廃は総会の決議による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

改定 2019年度理事長後藤洋孝により2020年1月総会にて改定される。

改定 2025年度理事長尾形翔平により2025年7月臨時総会にて改定される。